

令和6年度 固定資産税

償却資産申告の手引き



申告期限：令和6年1月31日（水）

期限間近になりますと窓口が混雑しますので、早めの提出にご協力ください。

※自宅や事務所で申告できる「eLTAX」をぜひご利用ください
（「eLTAX」についての詳細は本手引き10ページをご覧ください）

【お問い合わせ・提出先】

〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1
伊万里市役所 総務部 税務課 固定資産税係

TEL 0955-23-2149（直通）

FAX 0955-23-1472

目次

1 償却資産について

	ページ
(1) 償却資産とは	2
(2) 償却資産の種類	2
(3) 業種別の主な償却資産の例	3
(4) 国税との違い	4
(5) 評価額の算定	4
(6) 申告に注意が必要な資産	5～7

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方	8
(2) 提出していただく書類	8
(3) 非課税となる資産の申告	9
(4) 課税標準の特例を受けられることができる資産	9
(5) 申告時の留意点	9、10

3 電子申告について

10

4 償却資産申告書の記入例

11～16

5 よくある質問

17、18

1 償却資産について

(1) 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（機械・器具・備品等）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

※次のものは、申告の対象となりません。（P5～7参照）

- ① 土地、建物（家屋として課税されるもの）
- ② 無形減価償却資産（特許権、ソフトウェアなど）
- ③ 耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの
- ④ 取得価格が20万円未満の資産で法人税法等の規定により3年間で一括で均等償却するもの
- ⑤ 自動車税及び軽自動車税の対象となるもの

(2) 償却資産の種類

下表は償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門、緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備、アパートの外構工事、ビニールハウス等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源装置、その他建築設備、内装・内部造作等（※家屋評価に含まれないもの）
2 機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建築機械、機械式駐車設備、農業用設備等
3 船舶		ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具		大型特殊自動車等（分類番号が「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999」の車両）、最高時速が時速35km以上の農耕作業用自動車 ※くわしくは6ページ参照
6 工具、器具及び備品		パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

(3) 業種別の主な償却資産の例

下表は業種別の主な資産の例示です。

各業種共通のもの	駐車場設備、舗装路面、緑化設備、庭園、門扉、外構、外灯、受変電設備、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切り、事務机、椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、タイムレコーダー、テレビ、金庫、レジスター、消火器、事務機器、自動販売機など
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、冷蔵庫、冷凍庫、ショーウィンドーなど
飲 食 店 業	厨房設備、接客用家具、カラオケセット、ステレオ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、カウンター、室内装飾品、製麺機など
理 容 ・ 美 容 業	理（美）容椅子、洗面設備、消毒殺菌用機器、タオル蒸し器、ドライヤー、パーマ機、サインポールなど
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシンなど
医 歯 科 医 院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、血圧計、脳波測定器、CTスキャン、消毒殺菌用機器、歯科診療用ユニット、投影機、光学検査機器、保育器）など
不 動 産 賃 貸 業	外構（駐車場舗装、フェンス、ごみ置場、自転車置場など）、太陽光発電設備、ルームエアコン、屋外給排水設備など
製 造 業	受変電設備、各種製造設備、施盤、ボール盤、梱包機、定盤、プレス機、溶接機、カッター、研磨機、検査工具、金型、取付工事、切削工具、貯水設備、福利厚生設備、工業用水道配管・汚水配管など
娯 楽 業	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、シマ工事、カラオケ機器、ボウリング場用設備、ゴルフ練習場、屋外駐車場など
印 刷 業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機など
建 設 業	ポンプ、発電機、大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなど）、ミキサー、コンクリートカッターなど
ガソリンスタンド	ガソリン計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、構内装置、独立キャノピーなど
ホ テ ル ・ 旅 館	接客用備品、放送設備、自家発電装置、浴場ボイラー（浴場業用、ホテル又は旅館用）、温泉循環施設、温泉用配管施設など
農 業	乗用装置のある農耕作業用自動車（農耕用トラクター、コンバイン、田植機、SSなど）で最高時速が時速35km以上のもの、ビニールハウス、精米機、予冷庫、搬送用モルタル、堆肥板など
漁 業	漁船、魚群探知機、冷蔵庫など
売 電 業	太陽光発電設備、フェンスなど

(4) 国税との違い

主に下表のような違いがあります。

項目	国税の減価償却資産 (法人税の確定申告)	固定資産税の 償却資産
償却資産の期間	事業年度 4月1日～3月31日	暦年(賦課期日制度) 1月1日～12月31日
減価償却の方法	建物以外の一般の資産は定率法、 定額法の選択制度	旧定率法
前年中の新規取得	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	制度あり	制度なし
特別償却、割増償却の制 度 (租税特別措置法)	制度あり	制度なし
共有資産	持ち分それぞれを減価償却	持ち分を合算し、共有者 名義で申告
評価額の最低限度	備忘価格(1円)	取得価額の5%
改良費	原則区分、一部合算も可	区分評価

(5) 評価額の算定

償却資産の評価は、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応じた価格の減少(減価)を考慮して行います。

ア 前年中に取得された償却資産の評価

$$\cdot \text{価格(評価額)} = \text{取得価額} \times \{1 - (\text{減価率} \div 2)\}$$

イ 前年前に取得された償却資産の評価

$$\cdot \text{価格(評価額)} = \text{前年度の価格} \times (1 - \text{減価率})$$

【注意】

ただし、イにより求めた額が、取得価額の5%よりも小さい場合は、取得価額の5%の額を価格とします。

(6) 申告に注意が必要な資産

○ 申告対象となる資産

・大型特殊時自動車

- ①分類番号 0、00～09、000～099
(大型特殊自動車のうち建設機械に該当)
 - ②分類番号 9、90～99、900～999
(大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの)
- ※下表の各基準を1つでも超えるもの

最高速度	長さ	幅	高さ
15km/h 以上	4.70m 以上	1.70m 以上	2.80m 以上

自動車の区分

× 申告対象とならない資産

・自動車税、軽自動車税の対象のもの

農耕作業用自動車(農耕用トラクター、コンバイン、田植機、SSなど)は乗用装置のあるもので最高速度が時速35km未満であれば小型特殊自動車です。

※6ページ参照

※小型特殊自動車は軽自動車税の対象です。税務課の窓口でナンバーの取得をお願いします。



・取得価額が20万円未満の資産であっても個別償却しているもの

・租税特別措置法の規定による中小企業者等の少額資産の損金算入特例を適用した資産

償却方法と取得価額による区分

取得価格 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却	○	○	○	○
中小企業特例	○	○	○	
一時損金算入	×			
3年一括償却	×	×		

・耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満で一時に損金算入しているもの

・取得額が20万円未満の資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの

○=申告対象、×=申告対象外

・家屋評価に含まないもの

※7ページ参照



家屋との区分

・家屋評価に含めるもの

※7ページ参照

・償却済資産

(耐用年数が経過したもの)

- ・建設仮勘定で経理されている資産
- ・遊休資産
- ・簿外資産
- ・未稼働資産

その他

・無形減価償却資産(漁業権、特許権、ソフトウェア等)

・繰延資産

・平成20年4月1日以降に終結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項の規定するリース(所有権移転外リース及び所有権移転リース)資産で取得価格が20万円未満のもの

申告対象となる大型特殊自動車等について

特殊自動車（農耕作業用自動車を除く）は車両の大きさと最高速度によって小型・大型に分類されます。

このうち、**大型特殊自動車**が償却資産の対象となります。

一方の**小型特殊自動車**は、償却資産の対象ではなく、**軽自動車税の対象**です。

(1) 特殊自動車（農耕作業用車両を除く）の分類

自動車の構造及び原動機	自動車の大きさなど	要件	自動車の種別	償却資産の対象
ショベル・ローダ（バックホー）、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のキャタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	①最高速度 15 km/h以上	①～④のすべての基準未満であるもの	小型特殊自動車	対象外 ※軽自動車税の対象のため、税務課窓口でナンバーの取得をお願いします。
	②車両の長さ 4.7m以上			
	③車両の幅 1.7m以上	①～④の基準を一つでも超えるもの	大型特殊自動車	償却資産の対象
	④車両の高さ 2.8m以上			

(2) 農耕作業用自動車

自動車の構造及び原動機	要件	自動車の種別	償却資産の対象
田植機、農耕トラクタ、コンバイン、農業用薬剤散布車（SSなど）など国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が 35 km/h未満	小型特殊自動車	対象外 ※軽自動車税の対象のため、税務課窓口でナンバーの取得をお願いします。
	最高速度が 35 km/h以上	大型特殊自動車	償却資産の対象

建築設備における家屋と償却資産の区分

設備の種類	償却資産の申告対象となるもの	家屋の評価対象となるもの
変電設備	受変電設備、工業用変送電設備	
屋内配線設備	特定の生産または業務用の設備	配管、配線、スイッチ、コンセント、分電盤
電灯照明設備	ネオンサイン、スポットライト、投光器、電光盤、屋外照明設備	白熱灯、蛍光灯、非常用照明器具、屋内照明設備の配線
動力配線設備	生産用動力配線	スイッチ、制御盤、配管、配線
予備電源設備	発電機、自家発電、配管、配線	
電話設備	電話機、交換機、電源装置	配管、配線
インターホン設備		親機、子機、配管、配線
LAN設備	サーバー、端末機、光ケーブル	
監視カメラ設備	カメラ、受像機	配管、配線
ナースコール設備		表示盤、ベル、チャイム、配管、配線
ガス供給設備	屋外供給本管、生産用一式	屋内支管、使用口
給水設備	屋外設備、生産用一式	受水槽、貯水槽、給水栓、配管
衛生器具設備	事業用流し類、メディスンキャビネット	洗面器、洗面化粧台、便器、シャワー、浴槽、ユニットバス、システムキッチン
排水設備	屋外設備、生産用一式	排水管
火災報知設備	屋外設備	配管、配線、受信機、感知器
消火設備	ホース、ノズル、ガスボンベ、消火器、屋外消火設備	消火栓設備、スプリンクラー、ドレンチャー、泡消火設備、ハロゲンガス消火設備、炭酸ガス消火設備
避雷設備		避雷針、導線
換気設備	工業用送風設備	換気扇、換気口、ダクト
空気調和設備	ルームエアコン（壁掛け式）、生産用一式	ビルトイン（天井はめ込み式エアコン）、ダクト設備、配管設備、ファンコイルユニット
運搬設備	垂直搬送機、工業用ベルトコンベア、生産ライン用リフト	エレベーター、リフト、エスカレーター、窓拭き用ゴンドラ
厨房設備	厨房設備、調理機器、冷蔵庫、冷凍庫、製氷機	
洗濯機設備	洗濯機、脱水機、乾燥機	

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方は

令和6年1月1日現在、伊万里市内に償却資産を所有されている方です。

償却資産の所有者は地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。（1月31日が土・日・祝の場合は翌開庁日）

(2) 提出していただく書類について

ア 初めて申告される方…全資産を申告してください。

対象となる資産	令和6年1月1日現在で、伊万里市内に所有している事業の用に用いることができる全資産。
提出する申告用紙	①償却資産申告書 ②種類別明細書（全資産用）
その他	償却資産の多少にかかわらず、必ず申告をお願いします。

イ 前年度までに申告をされた方…資産の増加または減少を申告してください。

対象となる資産	令和5年1月2日から令和6年1月1日までの増加および減少資産。
提出する申告用紙	①償却資産申告書 ②種類別明細書（増加資産用） ③種類別明細書（減少資産用）
その他	償却資産に増減がない場合や、全資産が減少する場合も、必ず申告をお願いします。

ウ 該当する資産のない方

廃業、解散、休業、移転等、あるいは償却資産を所有していない方は、償却資産申告書の右下18の備考欄の該当箇所に○をつけて申告してください。

※申告書記入の詳細は11～14ページを参照してください。

(3) 非課税となる資産の申告について

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。該当する償却資産を所有されている方は、償却資産申告書の種類別明細書に必要事項を記入し、非課税の内容が確認できる資料についても、併せてご提出ください。

(4) 課税標準の特例を受けることができる資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条各項の規定に該当する資産は固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を取得または所有されている方は、申告書右上11の課税標準の特例欄の有に○をつけ、その旨を証する書類の写しを添えてご申告ください。

(例) 内航船舶、熱供給事業用資産、公共の危険防止用施設・設備、再生可能エネルギーに関する認定発電設備(太陽光発電設備等)、経営力向上設備、先端設備等導入計画認定後に取得した対象設備等

(※特例の詳細及び添付書類につきましては、市のホームページをご覧ください。)

(5) 申告時の留意点

◎受付印を押印した申告書の控えが必要な方は、申告書を2部(提出及び控用)提出してください。なお、郵送の場合は、その旨を申告書の右下18の備考欄に明記し、送付先を記載した返信用封筒を同封してください。なお、返信用封筒に必ず切手を貼付してください。

◎法人税及び所得税の申告において減価償却資産(建物、無形固定資産、繰延資産等は除く)とされているものについては、原則、償却資産申告の対象となります。同封の「令和5年度償却資産種類別明細書」と減価償却資産内訳書又は固定資産台帳等と照らし合わせ、資産の増加又は減少がないか確認してください。

◎令和5年1月1日より前に取得した資産で、申告が漏れていた資産については、申告書の「前年前に取得したもの」の欄に合計額を記入し、種類別明細書(増加資産)に記入してください。

◎リース物件（長期間の賃貸借契約）については、基本的にリース会社が所有者となります。ただし、リース期間満了後に、その資産を無償又は名目的な対価により譲渡することが決まっている場合または所有権の移転が当初から決まっているもの（所有権留保付割賦販売）などは、賃借人が所有者として申告して頂く必要があります。

◎借家にテナントの方が取り付けた「特定附帯設備」とは、賃貸建物などを借り受けて事業をされている方（テナント）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床などの仕上げ及び建具、配線・配管のことをいいます。特定附帯設備は、テナントの方に償却資産として固定資産税が課税されます。

◎本市では、中小企業の先端設備等導入計画認定後に取得した対象設備について課税標準の特例を受けることができます。特例の適用を希望される場合は、市のホームページを参照の上、必要な種類を添付し申告をお願いします。

3 電子申告について

伊万里市では、地方税ポータルシステム「e L T A X（エルタックス）」を用いた電子申告手を推進しています。

e L T A Xを利用することで、申告書を持参、郵送することなく自宅やオフィスからインターネットを利用し申告できます。

償却資産に関する固定資産税の申告手続だけでなく、法人市民税に係る各種申告手続等についても電子申告できますので、便利な電子手続の導入をご検討ください。

※e L T A Xを利用するためには、事前にe L T A Xへの利用届出が必要です。

詳しくは、e L T A Xの下記ホームページをご覧ください。

【<https://www.eltax.lta.go.jp/>】

4 償却資産申告書の記入例

—償却資産申告書—

◎資産の増減がない場合も必ずご提出ください。
 詳細な記入のしかたは12、13ページをご覧ください。

【記入例】

提出日を記入してください。 令和6年度

令和 6年 1月 10日 (あて先) 伊万里市長

償却資産申告書(償却資産課税台帳) 該当する項目を○で囲んでください。

※前右者コード

受付印

〒848-0027 伊万里市立花町1355番地1 電話 0955-23-211

1 住所 (フリガナ) イマリシタウチハナチョウ

2 氏名 (フリガナ) カブシキカイシャ 株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○ ○○○

3 個人番号及び法人番号

4 事業種目 ○○業 (資本金等の金額) (1,000万円)

5 事業開始年月 昭和59年 10月

6 この申告に回答する者の係及び氏名 電話 0955-23-2149

7 税理士等の氏名 電話 0955-23-1472

8 短縮耐用年数の承認 有 無

9 増加償却の届出 有 無

10 非課税該当資産 有 無

11 課税標準の特例 有 無

12 特別償却又は圧縮記録 有 無

13 税務会計上の償却方法 定率法 定額法

14 青色申告 有 無

資産の種類	取得価額			計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	
1 構築物				
2 機械及び装置	R5年度の償却	R5年中に処分	R5年中に取得	(イ) - (ロ) + (ハ)
3 船舶	資産申告書の	等で減少した	等で増加した	の合計額を、種類別に記入して下さい。
4 航空機	(二)欄の値を、	資産の合計額	資産の合計額	
5 車両及び運搬具	種類別に記入	を、種類別に	を、種類別に	種類別に記入して下さい。
6 工具、器具及び備品	して下さい。	記入して下さい。	記入して下さい。	
7 合計				

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

16 借用資産 貸主の名称等

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考(添付書類等) 該当する項目に○をつけてください。
 1. 資産の増減あり 2. 資産の増減なし 3. 該当資産なし
 4. 廃業・解散・転出等 (年 月 日)
 5. 該当する項目を○で囲んでください。
 6. 名称変更あり 旧名称:

※先端設備等導入計画に基づく特別対象資産に係る課税標準の特例あり。

※受付印を押した申告書(控)を同封の封筒で返信ください。

課税標準の特例の内容や要望を記入してください。

※先端設備等導入計画に基づく特別対象資産に係る課税標準の特例あり。

※受付印を押した申告書(控)を同封の封筒で返信ください。

該当する内容を記入してください。

- ・資産の増加あり
- ・資産の増加なし
- ・該当資産なし
- ・廃業・解散・転出等 (年 月 日)
- ・住所変更あり 旧住所:
- ・名称変更あり 旧名称:

償却資産申告書(償却資産課税台帳)の記入のしかた

記載内容		記入のしかた	留意事項
※	所有者コード	記入する必要はありません。	
1	住所(又は納税通知書送達先)	住所(又は納税通知書送達先)及び電話番号を記入し、ふりがなを付して下さい。また、ビル等に入居している場合は、ビルの名称、階数及び部屋番号を記入してください。	原則、本社等の所在地を記入してください。本社以外の事務所等で固定資産税に関する事務を行っている場合は、当該事務所等の所在地を「18 備考欄へ」記入してください。
2	氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	個人の場合は、氏名を記入し、ふりがなを付してください。なお、屋号があれば記入してください。法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入してください。	
3	個人番号及び法人番号	マイナンバー(個人番号又は法人番号)を記入してください。	個人番号を記入した申告書等をご提出の際、番号法に基づく本人確認が必要です。個人番号カード等の提示をお願いします。なお、法人の場合は必要ありません。
4	事業種目(資本等の金額)	事業種目を具体的に記入してください(例：農業、自動車販売業等)。また、法人の場合は、資本金又は出資金等の金額も記入してください。	2以上の事業を行っている場合は、主たる事業種目を記入してください。
5	事業開始年月	個人の場合は、事業を開始した年月を記入してください。法人の場合は、当該法人の設立年月を記入してください。	
6	この申告に応答する者の係及び氏名	市から申告の内容について確認をすることがあります。その時に、応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。	
7	税理士等の氏名	経理を委託している税理士等があれば、その氏名及び電話番号を記入してください。	
8	短縮耐用年数の承認	法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は、「承認通知書」の写を添付してください。
9	増加償却の届出	法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は、「届出書」の写を添付してください。
10	非課税該当資産	非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	非課税に該当する資産については、別途、「非課税申告書」を提出していただく場合があります。
11	課税標準の特例	課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	課税標準の特例に該当する資産については、別途、必要書類を添付していただく場合があります。
12	特別償却又は圧縮記帳	租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法第42条から第50条まで及び第142条の規定又は所得税法第42条から第44条、第58条及び第165条の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。	固定資産税では特別償却及び圧縮記帳は認められません。補助金等の価格も含めた金額を申告してください。

記 載 内 容		記 入 の し か た	留 意 事 項
13	税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。	
14	青色申告	法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を○で囲んでください。	
15	市内における事業所等資産の所在地	事業所等資産の所在地を記入してください。また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地を記入してください。	事業所等資産の所在地が1か所だけで、その所在地が「1 住所(又は納税通知書送達先)」と同一の場合は、本欄へ記入していただく必要はありません。
16	借用資産(有・無)	借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記入してください。	
17	事業所用家屋の所有区分	事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。	
18	備考(添付書類等)	次のような事項を記入してください。 ①前年の申告と資産の状況に変化がない場合は、「備考欄に増減なし」と記入してください。 ②「短縮耐用年数承認書の写」、「増加償却の届出書の写」等添付した書類の名称。 ③非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項。 ④償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したことその他にこれに類する特別の事由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度。 ⑤前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等の参考となる事項。 ⑥納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名。 ⑦その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項。	課税標準の特例や非課税に該当する資産がある場合において、その旨の記載がない場合は、特例等の適用漏れ等の原因になりますので、その旨を必ず記載してください。
取得価格	(イ) 前年前に取得したもの	前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。	この欄の額は令和5年度償却資産申告書の(二)の欄の額と同じです。
	(ロ) 前年中に減少したもの	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。	この欄の合計額は種類別明細書(減少資産)の取得価額の合計額と同じです。
	(ハ) 前年中に取得したもの	前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。	この欄の合計額は種類別明細書(増加資産)の取得価額の合計額と同じです。
	(ニ) 計((イ)-(ロ)+(ハ))	((イ)前年前に取得したもの-(ロ)前年中に減少したもの)+(ハ)前年中に取得したもの)によって算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。	
(ホ) 評価額	記入の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、「評価額(ホ)」へ記入してください。		
(ハ) 決定価格	記入の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、「評価額(ハ)」へ記入してください。		
(ト) 課税標準額	記入の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、「課税標準額(ト)」へ記入してください。		

一 種類別明細書（全資産・増加資産） 一

◎資産の増加があった場合はこちらをご提出ください。

・初めて申告される方 ⇒ 全資産用

令和6年1月1日現在で、伊万里市内に所有している事業の用に用いることができる全資産を償却資産の多少にかかわらず、申告をお願いします。

【記入例】

令和6年度		種類別明細書(全資産用)										所有者名		1枚のうち		
所有者コード												株式会社 ○○○○		1枚目		
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	(ロ)減価残存率	(ハ)価格	課税標準の特例		課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年	月					率	コード			
01	1	記	駐車場コンクリート舗装	1	5	5	1	2,000,000	10			記		1	2	
02	2	入	太陽光発電設備	1	5	5	2	14,000,000	17			入		1	2	
03	2	不	エアコンプレッサー	1	5	5	2	230,000	7			不		1	2	
04	6	要	テレビ	1	5	5	3	250,000	5			要		1	2	
05	6	で	パソコン	1	5	5	9	350,000	6			で		1	2	
06	6	す	席捲セット	1	5	3	12	850,000	8			す		1	2	4申告漏れ
07														1	2	

第二十六号様式別表一

①資産の種類（※詳細は2ページ参照）

1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

②資産の名称

漢字、かな、カタカナ、アルファベット、数字で記入してください。

③数量

該当数量を記入してください。

④取得年月

該当資産の取得年月を記入してください。
 (昭和の年号⇒3、平成の年号⇒4、令和の年号⇒5)

⑤取得価額

該当資産の取得価額を記入してください。
 (※圧縮記帳をしている場合は圧縮前の価額を記入してください。)

⑥耐用年数

法定耐用年数を記入してください。

⑦増加事由

- 1 新品取得
- 2 中古品取得
- 3 移動による受け入れ
- 4 その他

いずれかに
○をつけてください。

⑧摘要

過年度の申告漏れや、非課税、特例の適用などの特記事項を記入してください。

・前年度までに申告されている方 ⇒ 増加資産用
 令和5年1月2日から令和6年1月1日までの増加資産の申告をお願いします。

【記入例】

令和6年度		所有者コード		種類別明細書(増加資産)										所有者名		1枚のうち	
				※増加資産のみ記入して下さい。										株式会社 ○○○○○		1枚目	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	価格	課税標準の特例		課税標準額	増加事由	摘要		
					年号	年	月				率	コード				1	2
01	1	記	外構工事	1	5	5	2	15,000,000	10		記			1	2		
02	2	入	太陽光発電設備	1	5	5	2	3,000,000	17		入			1	2		
03	2	不	レーザー加工機	1	5	5	8	8,000,000	10		不			1	2	先贈戻債の特例適用あり	
04	6	要	ルームエアコン	10	5	5	10	2,000,000	6		要			1	2		
05	6	です。	席捲セット	1	5	3	12	850,000	8		です。			1	2	R4申告漏れ	
06																	
07																	

第二十六号様式別表一

①資産の種類 (※詳細は2ページ参照)

1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

②資産の名称

漢字、かな、カタカナ、アルファベット、数字で記入してください。

③数量

該当数量を記入してください。

④取得年月

該当資産の取得年月を記入してください。
 (昭和の年号⇒3、平成の年号⇒4、令和の年号⇒5)

⑤取得価額

該当資産の取得価額を記入してください。
 (※圧縮記帳をしている場合は圧縮前の価額を記入してください。)

⑥耐用年数

法定耐用年数を記入してください。

⑦増加事由

- 1 新品取得
- 2 中古品取得
- 3 移動による受け入れ
- 4 その他

いずれかに
○をつけてください。

⑧摘要

過年度の申告漏れや、非課税、特例の適用などの特記事項を記入してください。

一 種類別明細書（減少資産）

◎資産の減少があった場合はこちらをご提出ください。

- ・令和5年1月2日から令和6年1月1日までに減少した資産の申告をお願いします。

【記入例】

令和6年度		種類別明細書(減少資産)												
所有者コード ※		※減少資産のみ記入して下さい。												
		所有者名 株式会社 ○○○○○												
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年数	減少の事由及び区分			摘要
					年号	年	月				1売却 3移動	2減失 4その他	1全部 2一部	
01	6	記入不要です。	応接セット	1	3	60	3	750,000	8		1・2・3・4	1・2	R5.10 除却	
02	6	記入不要です。	パソコン	1	4	17	5	350,000	6		1・2・3・4	1・2	R5.11 除却	
03											1・2・3・4	1・2		
04											1・2・3・4	1・2		
05											1・2・3・4	1・2		
06											1・2・3・4	1・2		
07											1・2・3・4	1・2		

第二十六号様式別表二

①資産の種類（※詳細は2ページ参照）

1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

②資産の名称

漢字、かな、カタカナ、アルファベット、数字で記入してください。

③数量

該当数量を記入してください。

④取得年月

該当資産の取得年月を記入してください。
（昭和の年号⇒3、平成の年号⇒4、令和の年号⇒5）

⑤取得価額

該当資産の取得価額を記入してください。
（※圧縮記帳をしている場合は圧縮前の価額を記入してください。）

⑥耐用年数

法定耐用年数を記入してください。

⑦減少事由

- 1 売却
- 2 減失
- 3 移動
- 4 その他

いずれかに○をつけてください。

⑧減少区分

該当事項に○をつけてください。

⑨摘要

除却年月などの特記事項を記入してください。

5 よくある質問

Q1 償却資産はなぜ申告しなければならないのですか？

A1 事業用の資産である償却資産は、土地・家屋のように登記制度がありません。そのため、償却資産を所有されている方には、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について、資産が所在する市町村への申告が義務付けられています。

Q2 税務署で確定申告をしていますが、確定申告とは別に償却資産の申告をする必要がありますか？

A2 確定申告は、国税の所得税を計算するために申告するものです。償却資産申告は、市税の固定資産税を計算するために申告するものです。確定申告の減価償却資産と混同されることが多いですが、全く異なるものですので、それぞれの内容に応じて申告していただく必要があります。

Q3 申告しなかった場合や虚偽の申告をした場合はどうなりますか？

A3 正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び伊万里市市税条例第75条の規定により、過料を科される場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役または罰金を科される場合があります。

Q4 償却資産の申告を知らずに、今まで申告していませんでした。どうすればいいですか？

A4 地方税法第17条の5第5号により、遡って5年度分の償却資産の申告をしていただく必要があります。申告もれ等に伴い、取得年月が前年より前の資産がある場合は当年度だけでなく資産を取得された翌年度まで遡及して課税しています。また、過年度分の課税をする場合には、課税した月の翌月末に一括で納付していただくことになります。

Q5 取得価額に消費税は含めるべきですか？

A5 税務会計上で採用している経理方式により異なります。所得税で「税込経理方式」を採用している場合には、消費税額を含んだ金額が取得価額となります。「税抜経理方式」を採用している場合には、消費税額を含まない金額が取得価額となります。

Q6 いくらぐらいの税金が課税されますか？

A6 土地、家屋、償却資産の課税標準額の合計額(千円未満切捨)に1.4%を乗じた金額の税金が課税されます。ただし、固定資産税には「免税点」という制度があり、これは土地、家屋、償却資産の各課税標準額の合計額が一定の金額以下であれば、その資産について課税の対象としない制度です。土地は30万円、家屋は20万円、償却資産は150万円が免税点となり、所有されている償却資産の課税標準額の合計が150万円未満であれば、償却資産に対して課税されません。ただし、課税されなくても、償却資産の申告は必要ですので、毎年1月31日までに申告書の提出をお願いします。

免	土地	30万円
税	家屋	20万円
点	償却資産	150万円



申告期限は令和6年1月31日(水)です。
期限までのご提出をよろしくお願いいたします。